

●香川県告示第512号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により中讃広域都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成20年11月21日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 都市計画の変更に係る土地の区域

- 3・3・105 丸亀港塩屋線
- 3・5・106 堀西土居線
- 3・4・109 丸亀駅原田線
- 3・4・110 南条町土器線
- 3・4・111 南条町天満線
- 3・4・115 土器上金倉線
- 3・3・104 富士見町川西線

縦覧に供する図面表示のとおり

2 縦覧場所

香川県土木部都市計画課